

午前10時50分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、7番佐々木明子議員の質問を許可します。7番佐々木明子議員。

（7番佐々木明子君登壇）

○7番（佐々木明子君） 皆さん、おはようございます。7番佐々木明子でございます。もう雨はやんだでしょうか。早朝より足元がお悪い中、傍聴においで頂きましてありがとうございます。また、インターネットを御覧の皆様、ありがとうございます。

今年は、例年になく寒さが厳しい冬でした。でも、梅の便りもあちこちで聞かれ、河川敷や道路沿いには菜の花が咲き始め、春の訪れが感じられる今日この頃になりました。

さて、3月末日をもって退職される職員の皆様、本当に長い間お疲れさまでした。そして、ありがとうございます。退職後の生活プランはお決まりになりましたでしょうか。これまでは忙しくてできなかったことをなさいますか。いろんなプランが脳裏をかすめているのですが、ちょっとお待ちください。お願いがございます。

御心配のように、朝倉市はまだ豪雨災害からの復興の途中にあります。楽しみはちょっと後に延ばしていただいて、後輩の指導に当たっていただけませんか。どうぞよろしく願いいたします。

さて、昨日徳永議員が「春はあけぼのがよい」と言っておられましたが、私は、春は日の当たる縁側でぼかぼか昼寝ができる日中がいいと思います。そして、コロナウイルス感染症予防のため、昨年からなかなか会えずにいる友人とお茶でも飲んで、おしゃべりに花を咲かせたいです。

ワクチンも間もなく届くでしょう。オリンピックもきっと開催されるでしょう。そんな明るく楽しい夢を心に描いて、もう少し続きそうな自粛生活をゼロコロナの気持ちで乗り切ろうと考えております。

これよりは、質問席において質問させていただきます。

（7番佐々木明子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1番、令和3年度市長施政方針について。

1、マイナンバーカードの普及について。

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤として、平成27年10月に導入されました。

マイナンバーは、皆様御存じのように、赤ちゃんから高齢者まで、外国人も含めて日本に住民票がある全ての人に強制的に割り当てられる12桁の番号で、個人を特定する機能が極めて強いものです。

現在、確定申告、児童手当、保育所入所申請、妊婦の届など関係機関で日常的に活用さ

れています。

朝倉市においては、平成27年8月15日号、10月1日号の広報紙でマイナンバーの通知カードに関する案内がされております。そして、11月から12月にかけて、各世帯に通知カードが送付されております。

また、マイナンバーカードはマイナンバーを証明するものであります。カードの表面には顔写真、氏名、性別、住所、生年月日が記載されており、本人確認の身分証明書として利用されます。

また、裏面には12桁のマイナンバーが記載され、金色のICチップに電子データが入っており、オンラインで本人証明ができます。平成28年1月よりカードの交付がされています。

朝倉市においては、平成27年10月15日号、12月1日号の広報紙で申請の方法、交付の案内がされています。さらに、平成28年1月号には、マイナンバー制度に対しての出前講座の案内もされています。

それから、マイナンバーカードの交付率は全国で1割程度という低迷しておりましたが、昨年新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金の折、クローズアップされました。

朝倉市の現在のマイナンバーカードの交付率と申請率、またマイナンバーカードの普及促進にどのように取り組んでこられたのかお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 朝倉市におけますマイナンバーカードの普及率、令和3年2月7日時点の交付済み件数は8,853件でございます。普及率は16.76%であります。全国では25.34%となっているということで伺っております。

これまで市として先ほど広報、平成27年の8月、10月と、あるいは12月と、それから出前講座等の説明等に対しても広報でやってきましたということですが、直近の取組といたしましては、まず2019年から2020年度の取組といたしましては、2019年10月、2020年1月、3月、6月、7月、12月にマイナンバーカードに関する啓発記事、これは広報を活用してでございます。

そして、2020年1月、8月、9月にマイナポイント、マイナンバーカードを取得してマイナポイントが享受できます、に関する記事を掲載しているところでございます。まずは広報の流れをくみまして、広報あさくらでこういったふうな記事掲載、そして啓発活動に取り組んだところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 市民環境部長。

○市民環境部長（岩下英俊君） ただいま総務部長のほうからマイナンバーカードの交付済み件数を申し上げております。御質問は申込み件数ということでしたので、改めて申込み件数は私のほうから申し上げます。

2月7日時点の朝倉市の申込み件数は1万892件、率にしまして17.83%になっておりますので、追加してお答えいたします。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 先ほど総務部長がお知らせしてくださいました16.76%から、若干ではありますが増えているということは、喜ばしいことなんでしょうけれど、全国が2月7日現在で3,200万枚の25.3%の交付率から見ると、朝倉市の交付率はやっぱりどう考えても低いんじゃないかと思いますが、どのような理由が考えられるのかお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） テレビ、あるいはいろんなメディアを通じまして、このマイナンバーカードの活用というのが叫ばれておるところでございます。

先ほど議員が申されましたように、昨年定額給付金、特別定額給付金の際についても、もとより郵便で、郵送でやりとりをするものもありましようけど、このマイナンバーカードを活用してお手元のスマホ、もしくはタブレットでそれが読み込める機能があれば、その手続が取れるということで、朝倉市としても同時にそれを推奨したわけですが、今後いろんなところで、聞くところによりますと、もう既に交付センターのほうからまだ交付申請をしていない方に対しては、ダイレクトメールというか、郵便でもって手続を取るようなというふうな、1月から3月にかけて交付を促すような国の動きもあっております。

実際、今後はこの前の新聞のほうでも紹介されておりましたけど、健康保険が従来の健康保険証と同じような形の中で、同時に今回マイナンバーカードを活用することに対して、健康保険証の価値も含めてくる。それから、今後運転免許証とか、下手すれば銀行の口座とか、いろんな先ほどから言いますICチップの中で今後期待できる分については、多岐にわたった可能性がある。

ただし、これを本当に活用する本人、個人個人にとってそれを活用できるかというところの部分の判断が、いまいち低迷しているのではなかろうかということでもありますので、我々特にこれ国も推奨しておる事業でございますし、全国民にマイナンバーカードの普及を促すということもございますので、引き続きそこ辺りの部分の今後の活用も視野に入れながら、広報活動も進めまして市民のほうのマイナンバーカードの交付率、普及率を上げなければならないということを念頭に置きながら取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 私は、交付率が低いのはどのような理由が考えられるのですかとお尋ねしたのですが、私自身も質問しておりますが、まだマイナンバーカードは持っておりません。平成27年当時に持とうかなと思いましたが、いろいろ話してくる友人な

んかも「つくらん」と。何でかと聞くと、「まず持つメリットがない」、そうですね。そのときは住民票なんかいろいろローソンとかセブンイレブンで取れるって言いよったけど、そんな設備は朝倉市にはない。

そして、まず何よりも申請が難しいそう。あの通知カードの下のほうに写真やら貼って出さなきゃいけないんですけど、そんなことは面倒くさい。それに、まずそれよりも、一番そのときに出回ったのが、個人情報。皆さんたくさん貯金してあるんでしょうけど、貯金の額がばれるんじゃないかとか、そういうのがあって、まず私は杷木地区ですので、小さい杷木地区にとって、「支所のほうに行けば、この人はどこの誰だということは全部分かるので、別に通知カードがなくても何も不自由せんね」と言われる方がたくさんで、結局タンスの中に貯金と一緒になおしておったと、そういうことが多うございました。

それから、それが平成28年の1月から交付が始まりまして、平成29年、平成30年、平成31年……5年ぐらいがたちまして、やっぱりみんな持っているかというのと、持っておりませんですね。

ただ、先日も確定申告に行つてまいりましたけれど、そのときに「マイナンバーカードをお持ちでしょうか。番号が要ります」って言われました。通知カードは持っていましたので、それと免許証で事なきを得ましたが、やはりまず通知カードをなくしてある方もいらっしゃる。

その方たちはどうするんですかと聞いたら、「マイナンバーがついている住民票をとつてきてもらわなきゃいかんですね」って口ではおっしゃいましたけれど、免許証なんかで確定申告はしてもらった、その辺は田舎のいいとこだろうと思っておりますので、ここで言うのもなんかとは思いますが、今のところは不自由は感じていない人が多いのかもしれない。

ところで、その今言いました通知カードは、法律の改正により昨年5月25日に廃止されております。朝倉市では、昨年の6月15日号の広報紙で廃止のお知らせが記載されていますが、このことについて市民は周知しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（則松秀樹君） 先ほど部長答弁の中で、2019年から2020年度の取組としてということで、マイナンバーカードに関する啓発記事というところで、6月に啓発をさせていただいております。

市報を細かく読まれる方につきましては、当然ながら目を通されているだろうとは思いますが、なかなかそのなめて読む方ばかりではございませんので、伝わり方として十分かどうかといいますと、十分伝わったというふうには、ちょっとこちらとしては認識しておりません。

ですので、細かくその後7月、12月であったり、もしくは8月、9月であったり、啓発記事を何度も掲載させていただいているという形をとっております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ただ、最近の広報紙によりますと、そのマイナンバーカードをつくらなければならない理由というのが載っていないような気がして、こういう利点がありますよぐらいですかね。それと、開庁日が日曜日とか土曜とか、休日にも開庁しておりますので、そのときにしてくださいというお知らせはあっております。

それで、先ほども言いましたように、マイナンバーを証明する書類がマイナンバーカード、それと今言った、記載された住民票、通知カード、通知カードはまだ有効だそうです。ただし、現住所と同じでなければならないとなっておりますが、やっぱりちょっとハードルが高いんですね、マイナンバーカードを作成するのは。

マイナンバーカードは所持しなければならないのでしょうか。そしてまた、所持することでどんなメリットがあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 先ほど冒頭に佐々木議員のほうが申されましたように、平成27年の部分から始まったということで、もともとマイナンバーカードというのは、災害時の安否確認、それから税金関係、そして身分証明とか、あるいは行政の今後の諸手続に伴うところの簡素化を図るといようなところの大きな滑り出しがあったかと思います。

当然、国あるいは県、自治体もそうですが、先ほども私お話ししましたように、今後このマイナンバーカードを活用しながら、いろんな行政手続の簡素化を図ることが、いろんな分野で進んでまいります。

そこについてやはり市民の利便性といいましょうか、そこ辺りの部分を鑑みますと、やはりこれは国の制度に基づきまして普及推進を図る以上は、我々行政といたしましても、そこについては追随をしていくということが当然と思っておりますので、そういうスタンスで今後も市民課窓口を中心として、あるいは政策的な総合政策課を中心として、市民への普及について、交付について、力を、全力を出していかなきゃならないということは、末端行政の使命だと認識しております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 役所に行かなくてもあらゆる手続ができる社会の実現のために、マイナンバーカードは不可欠であるとして2022年度末までには、マイナンバーカードが全国民に行き渡ることを目標としていると国は発表しておりますが、それじゃやっぱり朝倉市としても取り組まなければならないんでしょうけれど、マイナンバーカードの市民への普及促進の取組について、広報紙ではない何か取組はございませんでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） これは1つの例でございますが、先ほどより広報に記載をしているから、それでという話は当然認識はしておりません。

昨年9月12日に、これはイオン甘木店と普及に関する協議を行い、イオン甘木店へ支援

のために出向き、46世帯、58人にカード申請案内及びポイント取得支援をしております。ですから、こういうふうに企業とか、いろんなところの中でもやはり普及を目指すために、市民課を中心としてそこ辺りに出向いて普及すると。

先ほど議員のほうが発言されましたように、昨年7月より特に交付の際においては、本人の顔確認が必要でありますので、なかなか平日に、あるいは水曜日の19時までに来られない方については、月に1回休日の午前中ではございますが、カード申請、あるいは受け取りのための役所開庁をしておる取組もありますし、先ほど交付センターのほうから未申請の方については、今年1月から3月の間に直接交付するための手続の書類が届いているということで承っております。

今までは言いますように、いろんな各申請をすることに対して、なかなか分かりづらいとか、難しいのではなかろうかという先入観があったと思いますが、写真を貼るだけで、それを出していただくことに対して申請が終わる。

ただし、写真のほうは陰影がしっかり写ることが条件でございましょうけど、そこ辺りの部分も、とにかく国も精いっぱい未交付者、未申請者に対してのフォローをやっておりますので、先ほどから言いますように、そういったふうな流れにのっとりまして、一人でもパーセントを上げていかなければならないというスタンスでおりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） イオン甘木店で支援サポートしていたというのは、初めて聞きまして、ああ、朝倉市もやっているんだなあってうれしく思いましたが、宮崎県の都城市では早くから取り組んでおりまして、2月1日現在交付率は51.8%だそうです。

やはり申請の徹底的なサポートとして、写真がネックですね、大抵。窓口を訪れた人の写真をタブレットで撮ってあげるとか、申請手続を送ってあげる。それと、申請希望者が5名以上いれば、出張申請手続をしてくれる、そういった取組をして100%に近づきたいとしておるみたいです。

また、福岡市においても、福岡市の今交付率は26%、申請率は33.6%ですが、やはり公民館や商業施設でカードの申請を受け付けている申請出張サポート事業を拡充していこうと。やはりスマホとかインターネットで申請できるというのはよく分かっております。スマホを見ますと、そういう申請の仕方というのが出てきます。

ところが、残念ながらお若い人はすぐできますでしょうし、子どもさんたちが同居している人にもしてあげるでしょうけど、私の知っている近くの高齢者は、とにかくスマホを持っていてもスマホ音痴でございまして、そういったことはなかなかできませんので、つくろうとは思っていないと思います。

ですから、先ほどおっしゃられましたように、いきいきサロンとか、そういうところで出張サービスをしていただいたりとか、窓口に来た市民に対しても先ほど写真がネックと

言いましたけど、タブレットで写真を撮ってあげるとか、手続のサポートをしていただくことを要望いたします。

次に、2番、市職員の不祥事再発防止の取組についてを質問いたします。

平成18年、朝倉市が誕生して今年20日で15年が経過いたします。この間、免職6名、停職2名、戒告2名、減給5名、合計15名が不祥事により懲戒処分を受けております。

中でも、昨年の不祥事は平成29年豪雨災害の関連事業における収賄事件であり、行政、市民が一丸となって復旧・復興に取り組んでいる中、市民の市政に対する信頼が大きく失墜してしまいました。

市議会も、朝倉市職員の不祥事の根絶を求める決議案を可決いたしました。行政も朝倉市職員不祥事再発防止委員会規則を新たに制定し、朝倉市職員不祥事再発防止委員会を設置し、原因の究明、分析並びに再発防止策を調査、審議し、結果が報告されております。

それでは、報告書の中から再発防止策について質問いたします。

まず1番、人事配置と人材育成について。

合併した当初、平成19年度の正規職員数は557名でしたが、その後の行政改革により、豪雨災害発生前年の平成28年度には474名まで減少しております。しかし、平成29年に発生した豪雨災害対応等により業務量が増加したため、全国の自治体からの派遣職員も含めて職員は増加しており、令和2年度の職員数は、10月1日現在、三役を除き528名となっております。

職種を一般事務と技術職、専門職に分けた場合のそれぞれの従事者数をお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 令和2年10月現在で、議員申されますように職員数は528名、その内訳として一般職については369人、専門職153人、労務職6人でございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） やはり一般職の方が多いわけですが、再発防止策として、1人の職員が長期に同一職場に在籍する、または同じ業務に従事することによる業務の属人化を防ぎ、利害関係者との癒着につながらないように人事異動を適当な期間で行うとしてあります。

専門職、技術職においては、課等内における担当業務のローテーション等を取り入れることはできるでしょうが、課、室、局など30を超える部署がある一般事務職において、適当な期間とはどのくらいなのかお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 適当な期間という記述があります。市役所の仕事は多岐にわたっております。また、職員も年齢や経験年数、係員、役職者など、職位も様々でありま

す。現在、一律に統一した基準はございません。

例えば、採用後10年など、一定期間は基礎・修得能力開発期間として、窓口部門、事業部門、管理部門をバランスよく経験させ、職員の基本となる資質を高めるとともに、職員としての基礎能力の獲得や本人の適正を見出す期間と考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ということは、特に何年ごとにローテーションというか、配置替えがあるということは、今のところは決めていないということとありますが、長期間同一職場に在籍している職員数、現在ですね、長期と言いますと8年から10年ぐらい同一職場に在籍している職員はいらっしゃいますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 長期間在籍の場合——同じ係で係員から係長に昇任するケースなど、厳密に言えば職位の人事異動を行っているケースもありますが、これらを考えずに同じ係に在籍していると考えた場合、私のほうがちょっと調べた数字では5年、先ほど議員のほうは8年、10年という表現をされましたが、5年以上を超える在籍をしている職員はというところでちょっと着眼をしてみました。56名。

ですから、一般職として369人中に、今現在56人の職員が5年以上の在籍を持っているというところで職員数の把握をしているところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 令和2年9月29日から10月7日にかけて開催された職場会議の報告によると、人事管理関係においてジョブローテーションの記載がありますが、ジョブローテーション制度についてお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 一般的にジョブローテーションとは、職員の能力開発を目的に人材育成計画に基づいて行われる異動であり、広い意味では人事異動の一部と言えるものかと思いますが、一般的に課を越えて行う異動と、課内で担当替えを行うにとどまる場合があると認識しております。

現在朝倉市では、課を越える異動が人事異動であり、課内の担当替えをジョブローテーションという内容で位置づけをさせていただいております。人材育成の面や不正防止、あるいは不適正事務の面からも、特に同じ職場で同じ業務を長期間担当することがないような方向で実施していく内容で、特にジョブローテーションについては、うちのほうの課としては職員のほうは配置になりますが、その係の中で担当を替えていく。

例えば、地域を持っている担当であれば、今年が旧朝倉町の担当であれば、来年は旧杷木町の担当を持ってもらうとか、あるいは業務的に管理部門であったのが、実際次は窓口部門とか、同じ課の中でもローテーションをしながら、広くスキルアップにもつながるし、

同じところの長期の部分については、控えるというところの中でのジョブローテーションの考え方を持っております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ということは、そのジョブローテーションの考えでの人事異動というのは、どちらかという技術職、専門職における制度の在り方になるのかもしれませんが、その前に適当な期間をする、要するに再発防止の策として、適当な期間を行うと、配置替えをするとなった場合は、やはり課を越えた場合でもジョブローテーションの対象になるんじゃないでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 先ほど申しましたように、大企業等、もしくは大きい組織の部分であれば、そういったふうな考えが伴うかもいたしません、私どもの朝倉市の所管の中で34、もしくは35の所属の中での職員の分については、やはり同じ担当が同じ業務を長年するのではなくて、同じ係の中でも担当を替える、そういう捉え方の中でのジョブローテーションという考え方の中で、特にそこについては課長のほうが、特に職員は課として辞令を頂きます関係上、課長の権限、もしくは当然部長のほうにも相談をする中で、そのジョブローテーションを行っている状況でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 再発防止として適切な人事異動をするということは、確かに効率、効果的なことだと私も思いましたが、やはりそこにジョブローテーション制度を取り入れるということは、いかななものかとは思っておりました。ただ、その記述がありましたものですから、気になっておりました。

報告書によりますと、「当該事件が発生した原因として、業務を管理監督できる者の養成が不十分であった。さらに、施政方針からも管理職の資質を高めるためには、時間を要すと考えられる」としております。

以上から、定期的に職場を異動するジョブローテーション制度と整合性を欠くのではないかと心配しておりましたので、その点については誤解が解けましたのでよかったと思っております。

やはり、でも再発防止のためには、一定の期間で10年とか同じ部署におるのではなくて、ある程度ローテーションするのも必要なことではないかなとは思っております。

先ほど管理監督できる者の養成、それから管理職の資質を高めるために、平成22年3月に朝倉市人材育成基本方針が作成されております。人材育成は、人事秘書課が担当していると思うんですが、どのように行っているのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 平成22年3月に、朝倉市人材育成基本方針というのを庁舎内、全職員のほうに当時から配布もしくは見られる状態の中でしております。

人材育成を効果的に進めていくために、管理職が自ら学ぶ姿勢を示したり、職員の能力開発を念頭に職務を割り当てたり、あるいは職場研修の実施や職場外研修に意欲的に参加する職員の支援を行うなど、人材育成に向けて極めて重要な役割を果たす必要があるというところの中で、項目的には人材育成の方針ということで、職場風土の改革、人事制度の改革、職員研修制度の改革と、いろんなどころの中で、先ほど柴山議員のほうからもありましたように、まずは職場の雰囲気づくり、風土づくり、そこ辺りの部分もこの方針の中では位置づけをしております、管理職辺りについては、まずはこの方針に基づいてやっているということが現状でございます。

特に、人事研修、人事秘書課、担当課は人事制度を通じて職員の能力を最大限に発揮させるための環境整備を進め、組織の活性化を図るより効果的な研修を企画、実施することにより、職員の資質と能力を高めていく必要があると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） いまいち分からないんですけど、研修、確かに大事だと思いますけれど、常日頃においては人材育成、特に後輩に対しては上司が行うものだろうと思っております。ですから、やっぱりそういった意味で方針にあるように、あらゆる職場で研修していくことが大切なんだろうなと思っております。

先ほど柴山議員も言うておりましたが、それに関するその人事異動、私も大体どなたが人事異動はして、どういう評価のもとに人事異動をするのかなと思っておりましたが、先ほど少しはお知らせしていただきましたが、もう少し詳しくお知らせをお願いします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 先ほどちょっと私のほうから触れさせていただきました役所の業務というのは、本当に多岐にわたっております。適所適材、あるいは適材適所、この表現がよろしいかどうかはよく分かりませんが、やはり長年の経験に基づいて、その職員がそこに行くことに対して、やはりその事業がまずふくれ上がるというか、拡充する、市民にとって有効である。皆さん優秀な職員であります、そこ辺りについては一つは人事評価というのを取り入れた部分もございまして、職員が目標達成、自分の職責に応じてどれだけのことでやっぱり自分が自分を評価しているのか、それを上司が2次評価をし、そしてその次の評価をしということで、目的達成をどれだけやっているのか、いろんな総合的なことを鑑みながら、職員に頑張ってもらう環境整備、あるいは条件整備等を行っているところの中での考え方に基づいたものと認識をしているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それで、どなたが人事異動をなさっているんですか。人事秘書課だけのところで人事異動をしているんでしょうか。それとも部長さん辺りなんか全部集まって、みんなで話し合っ決めて決めるのか。だめですか、今日そういうことをお聞きしたら、

秘密。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 直接的な回答にはならないかと思いますが、当然人事評価の中でまず職員の1次評価者は課長でございます。そして、それを部長が2次評価者として評価をしております。当然4月、10月、あるいはいろんなところの中での異動も視野に入れながら、まずはこれが直接人の動きにどうのこうのということとは言えませんが、やはり例えば体調を壊しがちな職員がいないか、もしくは偏った時間外があるところの職場はないかとか、あるいはそこ辺りの部分は、常日頃から私のほうが各部長のほうに聞き取りをしながらというか、あるいは部長のほうから報告を受けながら、ただしそれがイコール異動の権限とか、そういったところまでにはなりません、まずは職員の健康管理とか、そういったところの中をまずは把握をしながらということの中での、しかし直接の異動の指示ということについては、私のほうからは言える範疇ではございませんので、御理解ください。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 人事評価制度を取り入れてあったり、個人面談もされてあるということです。そういうことを通じて職員と向き合って声を聞いていく人事異動になることが重要だと思っております。

次、2番、職員倫理とコンプライアンスについて。

各部長への聞き取り調査において、職員倫理とコンプライアンス学習の不足が上げられておりますが、年何回ぐらいこのことについて研修しているのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） それは研修という意味でしょうか。それとも通常我々のほうが管理職を含めて——ちょっと昨年は、令和2年度中は新型コロナの関係で管理職、あるいは役職者研修というのがちょっと大勢で催すことができませんもんでしたから、通常でございますれば、役職者、すなわち係長以上について約百数十名になりますが、コンプライアンスといいましょうか、役所として当然中間管理職、すなわち、以上の職員について、そういう倫理も含めて、あるいは契約とかも含めて研修を行っている。

あるいは交通事故とか飲酒運転とか、いろんなことに対しても、年4回そういう研修は人事のほうで設けまして、まずは中間管理職以上の職員への徹底ということは、当然自らもコンプライアンスを遵守するような職員としての振る舞いをするような研修を行っているところでございます。行っていたということで、ちょっと令和2年度はできませんでしたけど。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ちょっと聞き取りをしたときに、その倫理とコンプライアンスの学習が不足しているのではないかという話を聞いておりましたのでお聞きしましたが、

それぞれの間以上とか、いろんところでこの学習をなさっているならば、それで再発防止に足るのか足りないのか、そこのところはまた今後討議していただきたいと思います。

コンプライアンス行動指針を策定するとありますが、策定委員の詳細と策定期間が分かりましたらお知らせください。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 報告書の中でそういう記述、当然これは今後取り組まなければならないということで認識をしております。詳細については、現在他自治体の事例なども情報を収集しながら検討をしているところでございます。

人事秘書課を中心として、あるいは管理職を中心として、当然ここは皆さんで考えていかなければならない案件でございますので、まだ表に出る段階ではございませんで、申し訳ありません。今情報収集等に力を入れているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ということは、次の公務員倫理について保持に資する施策の積極的な推進及び庁内における周知を図るための倫理推進員とかいうことで、配置も詳細もまだ決まっていないということですか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 倫理に係るところの部分でございますが、これは報告書の内容を説明した際に、一部触れたかと思いますが、具体的には一つは倫理週間を設けますということで考えておるところでございます。ここについては、この時期というか、この期間にやろうということで、もう既に報告書を作成する段階の中からこの確認を取ったところでございます。

あと直接的な倫理の醸成につきましてが、まだ正式にお話することができません。申し訳ありませんけど、そこは御理解をお願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） では、今後楽しみにしておきます。

いろいろお尋ねしましたが、不祥事再発防止にはやはり人材育成と職員倫理の研修とコンプライアンスの徹底が重要だと思いますので、今後の取組に期待いたします。

次、地域支え合いセンターの運営について。

平成29年7月、九州北部豪雨災害から間もなく3年8か月がたとうとしております。発災当初、被災された1,069世帯の住宅再建状況を見ると、昨年3月20日では、本再建済み世帯が950世帯、再建のめどが立っている世帯が40世帯、本再建未定の世帯が79世帯でした。

今年2月22日の再建状況は、本再建済み世帯が1,004世帯、再建のめどが立っている世帯が35世帯、本再建未定の世帯が30世帯と、長期避難が昨年4月に一部解除になったこと

もありましたが、本再建未定率が7.4%から2.8%になりました。

本再建未定30世帯の再建のめどが立っていない理由を把握されていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 再建未定、先ほど議員申されました再建未定の30世帯につきまして、現在の状況で1つありますのが、まず工事による影響でまだ再建ができないという方がいらっしゃる。後は、まだ再建先、こちらについていろんな方策を考える中で悩んでいらっしゃる方、こういう方もいらっしゃいます。そういった方々について、現在お一人お一人と協議を行っている状況でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 次に、本再建のめどが立っている35世帯と本再建未定30世帯、合わせて65世帯の現在の居住状況をお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 令和3年2月22日時点の65世帯でございますけども、仮住まいの状況につきまして、公営住宅が20世帯、民間賃貸住宅が39世帯、その他仮住まいで6世帯という状況でございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 本再建できるまで、再建準備住宅として民間賃貸住宅に居住されている世帯への——今39世帯と報告がありましたが——その世帯への支援は引き続き行われるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 先ほど議員申されました50万円の支援でございますけれども、これは応急仮設住宅の供用期間終了後、公営住宅を除く応急仮設住宅の入居要件を満たす世帯のうち、災害復旧事業等で仮住まいを余儀なくされ、家賃等の支払いがある世帯に対して再建準備世帯として1年間で50万円お支払いしておるものでございますけども、こちらについては現時点で令和4年まで支援を行っていくということとしております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 令和4年度までには再建ができることを願うばかりです。

地域支え合いセンターが、平成30年2月1日に開設されて3年が経過いたしました。昨年4月からは被災者相談窓口と業務を統合し、杷木支所内と朝倉老人福祉センター内で業務を行っています。現在の活動状況をお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 地域支え合いセンターの現在、今年度の活用状況でございますけども、令和2年度当初時点で295世帯を支援対象として戸別訪問、電話相談、社

会福祉協議会が支援するサロンに参加するなど、被災者の見守り支援を行っているところ
でございます。

今年度コロナ禍におきまして、戸別訪問やサロンの開催を自粛せざるを得ない期間もご
ざいしましたが、電話相談、窓口相談を中心に被災者の悩み相談、住まいの再建支援相談対
応を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 昨年1月当時の見守り世帯は317世帯でしたので、295世帯、若
干なんですね。先ほど申しました本再建のめどが立っていない世帯、本再建が未定の世帯、
合わせて今は65世帯ですが、昨年から100世帯ぐらいだろうと思うんですが、やはり本再
建が進んでいても、見守らなければならないという状況があるというわけですね。いかが
でしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 先ほどお答えしましたのは、年度当初での世帯数をお答
えしましたけれども、直近の情報でいきますと、令和3年1月末時点で107世帯が現在ま
だ見守り訪問が必要ということで、訪問させていただいているところでございます。

こういった方々について、先ほどの65世帯よりも若干多うございますけれども、やはり本
再建された方も、高齢な方等でやはり見守り等が必要な方々が引き続きいらっしゃるとい
う状況でございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 今年度はコロナウイルス感染症のために、なかなかできなかつ
たって先ほど申されましたけれど、再建された世帯で市内に居住された世帯が106世帯、
また県外に出られて居住された世帯が17世帯あるということですが、その方たちの現況と
いうのが分かりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 豪雨災害により被害に遭われ、現在市外にお住まいの
139世帯のうち、本再建を含め32世帯に対して相談支援を行っております。

その状況でございますけれども、生活支援相談員の継続の必要のない段階といたしまし
て、支援の終結という判定区分で全国的に表現されておりますけれども、この終結に至る
まで、遠方であれば電話等による相談対応によって継続して支援を行っているところでご
ざいます。

なお、今年度被災者の仮住まいの状況や心の健康相談の状況の把握を目的といたしまし
て、住居被害に遭われた1,069世帯を対象にアンケート調査を実施いたしております。

このアンケート結果により個別相談を希望された世帯については、引き続き地域支え合
いセンターと情報を共有して相談対応を行っているところでございます。以上ございま
す。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） やはり生活再建されていても、不安があられる方がいらっしゃるんだなということが分かりました。

やはりいくら市外に行っても、県外に行っても、朝倉市出身でございます。そういう声かけがあれば、本当にうれしいことだろうと思って、またそのうち戻ってこらっしゃるかもしれませんので、「もう連絡してこなくていいよ」と言われるまで、どうぞ見守りをよろしく願いしておきます。

市長は施政方針で、いまだ住宅再建の方針が決まっていない世帯に対する生活支援として、引き続き地域支え合いセンターを運営し、被災した住民同士の交流活動への支援を行うとしております。昨年3月定例会の一般質問において、地域支え合いセンターの運営は、社会福祉協議会に委託するのではなく、復興推進室が直接運営するよう要望いたしました。来年度からの運営についてお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 地域支え合いセンターの来年度の運営についての質問でございますけれども、地域支え合いセンター、これまでの回答と重複するところもございますけれども、平成30年2月以降、社会福祉協議会に運営委託する形で、生活支援相談員などによる被災者の見守り巡回訪問などを行ってきたところでございます。

支援対象者につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、令和2年当初が295世帯であったものが、1月末時点で107世帯になりました。今後も支援は必要なことを十分認識しておりまして、被災者の生活や心の相談、住まいの再建支援をしっかりと継続していくために、支援世帯数を鑑みて直営で行う考え方で令和3年度の事業を計画し、予算計上を行っているところでございます。

具体的には、市役所本庁舎と杷木支所に会計年度任用職員を4名配置する計画としていくところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 会計年度職員を4名、すみません。会計年度職員といいますと、やはり試験を受けてこななければいけないんでしょうか。今社協のほうで採用されている方は、そちらで採用されているものですから、恐らくそういった試験は受けていないのかなと。でも、やっぱり実績、やはり長く被災者は信頼関係ができておりますので、その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） これまで社会福祉協議会に委託しておりました地域支え合いセンターとともに、朝倉市が行っておりました被災者相談窓口、こちらのほうでの職員もいらっしゃいます。来年度につきましては、この会計年度任用職員のうちにそういった被災者相談窓口の経験者、また地域支え合いセンターで経験を持った方、こういった方

があるというふうに認識しておりますので、こういった方を基本にお願いしながら、運営をしていきたいというふうに考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ということは、採用試験を受けていなくても勤めることはできるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 今年度も会計年度任用職員の採用があっておりますので、それで採用された方々にお願いしていく考えでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） だから、やはり試験を受けておかないと、採用はしてもらえないと、お願いが——「なりたいです」と言っても駄目だということなんですね。先ほども言いましたように、信頼関係が大切ですので、もちろん被災者相談窓口の職員は、会計年度任用職員だったと思います。1名、1名、2名はですね。

その他の方は社協の委託でしたので、そういった試験を受けていない。だから、やはり何度も聞いて申し訳ございませんが、その試験を受けて、登録だけじゃだめなんですか。やっぱり試験をちゃんと、採用しますというときに受けとかなきゃ駄目なんですか。

○議長（堀尾俊浩君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） 会計年度任用職員につきましては、以前は嘱託職員とか臨時職員さんという制度がございましたけれども、嘱託職員さんのほうについては試験があります。臨時さんのほうについては、申込みだけでよかったと。会計年度任用職員もその2パターンございますので、申込みのほう、いわゆる登録のほうだけでも対応ができるというような考え方でおります。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ということは、届出をすれば採用してもらえるかもしれないというふうに理解いたしました。喜ぶと思います。

次に、「今年度はコロナウイルス感染症のため、交流活動が制限された」と先ほども申されましたが、今後の交流活動の在り方と、それに対する支援の取組についてお伺いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） 交流支援活動につきましては、令和2年度5件の予算を取った中で、コロナがありましたので2団体の申込みでとどまっておところが現在の状況でございますが、今後市内の団体のほか、市外の団体等、これは予算委員会で御議論頂くことになると思いますが、そういうふうな枠を広げながら、また対象のほうも枠を広げていく、補助率についても見直しを行っていくということで拡充していく考え方でおるところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 今年はやはり交流活動の姿が見えませんでしたので、少し心配しておりました。令和3年度からの活動を期待しておきます。

令和2年度はコロナウイルス感染症のため、行動の自粛を余儀なくされた被災者、特に長年住み慣れた地域を離れ、新しい再建先に居住されている被災者の方々が寂しい思いをされたことだと思います。そんなときに心の支えになったのが、時々訪問してくれる、また電話をかけてくださる地域支え合いセンターの職員だったと聞いております。

来年度からは規模が縮小されますが、新しい部署での出発となります。今後の支え合いセンターの活動を期待いたしまして、私の今回の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀尾俊浩君） 7番、佐々木明子議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午前11時56分休憩